令和８年度　江戸川区立上小岩第二小学校　人権教育全体計画

人権に関する法令
- 日本国憲法
- 教育基本法
- 学習指導要領
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 人権教育・啓発に関する基本計画
- 東京都人権施策推進指針
- 東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
- 人権教育の指導方法等の在り方について
- 児童の権利に関する条約等

学校の教育目標
上二の子どもはやり通す
やり通す心
（思いやり　感動　感謝　自律　主体性）
やり通すからだ
（勤労　協力　健康　安全、体力向上）

目標策定の方針
- 児童・生徒等の実態
- 保護者の願い
- 地域住民の願い
- 学校評議員会の意見
- 学校評価

人権教育の目標
・自分や他人をかけがえのない存在として認め合い、生命や人権を尊重する心情を育てる。
・集団の中で支え合い、協力し合って問題解決にあたろうとする態度を育てる。

人権教育に関する指導の実態把握
実態把握
- 学び合う授業づくりの共通理解・実践
- 生徒指導の共通理解・実践
- スクールカウンセラーとの連携
- 学校・家庭・地域の連携

目指す幼児・児童・生徒像
（低学年）友達と仲良くし、助け合う。
（中学年）みんなで協力して明るく生活する。
（高学年）生命の尊さを知り、互いの人格を認め、差別を許さない。

人権教育を通じて育てたい資質・能力
自分自身や友達を大切にする心をもち、互いに認め合い、協力し合う態度
互いの気持ちや考えを伝え合い、分かり合うためのコミュニケーション能力
人権に関する知的理解の深化

普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組
・普遍的な視点からの取り組み
(社会)国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること。(道徳)生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する。(特別活動)希望や目標をもって生きる態度の形成
・個別的な視点からの取り組み
平和をはじめ、国際理解、情報、環境、福祉、健康、郷土愛などをテーマに挙げ、体験的な学習活動などを通して人権にかかわる知識理解の深化を図ると共に人権感覚を育成する。

学年・学級経営
（生活指導）　・集団の一員として基本的なルールを身に付け、いじめや差別を許さない学級
（教育相談）　・自信をもって生活できるように互いに支え、励ましが得られる学級
（進路指導）　・自分の適性や能力について理解を深め、自己実現できる学級

日常的な指導
・相手の立場を考えた適切なあいさつができる能力を育成する指導。
・返事、場に応じた適切な言葉づかいのできる能力を育成する指導。
・当番活動を通して規範意識や集団生活のきまりを守って生活する態度を育成する指導。
・学校行事に主体的に参加させることにより、集団への所属感を深め、協力性、責任感、勤労意欲等を育成する指導。

教科等の指導
国語：適切に表現する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力を養う。
社会：民主的・平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質を養う。
算数：筋道を立てて考える能力を養う。
理科：科学的な見方や考え方を養い、生命を尊重する態度を育てる。
音楽：豊かな情操を養う。
図工：豊かな情操を養う。
家庭：生活への関心を高め、生活を工夫しようとする実践的態度を育てる。
体育：協力・公平などの態度を育てる。
道徳：思いやりをもち、自他の権利を大切にし、進んで義務を果たす態度を育てる。
外国語：言語や文化に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図る態度を育てる。
総合：自他の生き方について考えることができるようにする。
特活：協力してよりよい生活を築こうとする自主的・実践的な態度を育てる。

人権教育の年間指導計画作成のための方針
- 発達段階に応じて人権教育のねらいを明らかにしていく。
- 体験・交流活動等を通して、主体的に人とかかわり、互いのよさを認め合ったり、励まし合ったりできるようにする。

教職員の研修
・教職員が人権尊重の理念について十分理解し、児童が自らの大切さを認められていることを実感できるような環境づくりに努める。そのための研修を行い、人権意識・人権感覚の高揚に努める。

校種間の連携
・小岩第三中学校との連携をし、情報交換を密に行う。
・近隣幼稚園・保育園と新年度入学予定児童の情報交換を行う。

家庭・地域との連携
・学校公開・学級懇談会などの充実を図る。
・家庭訪問、地区懇談会を通し、相互理解を図る。
・学校、学級、ＰＴＡ、給食、保健だよりやＨＰなどを活用して、学校の様子を知らせたり啓蒙を図ったりする。
・地域の行事等への参加を通して、連携を深める。